

「大牟田市認知症地域支援推進員配置業務」公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

大牟田市認知症地域支援推進員配置業務

2 この要領の目的

本要領は、下記業務の受託者を公募型プロポーザルによって選定するために必要な事項を定める。

3 業務の概要

(別紙1)仕様書のとおり。

4 履行期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

5 プロポーザル提案上限額

3,130,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 プロポーザルの方式

プロポーザルの方式は公募型とする。

7 参加資格要件

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1)法人格を有する者であること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申請又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4)国税及び地方税を滞納していないこと
- (5)参加表明書の提出日から契約の締結日までに、大牟田市指名停止等措置要綱の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (6)事業主又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7)(別紙1)仕様書に記載している事項を満たすこと。

8 参加表明手続き

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、以下により参加表明手続きを行う。なお、提出書類の不備、参加資格が確認できないものについては、参加表明書を受理しない。

(1)提出書類 各1部

- ① 参加表明書(様式第1号)

- ② 会社概要報告書(様式第2号)
- ③ 役員等名簿及び照会承諾書(様式第3号)

※参加表明書の提出時点では、「7 参加資格要件」は提案者自身の責任において確認すること。ただし、最優先交渉権者に決定した提案者については、決定後に参加資格要件を証する書類の提出を必要とする。なお、参加資格要件を満たさない場合は失格となる。

(2)提出期限

令和8年6月30日(火)17時必着

※持参の場合は土曜日・日曜日・祝日を除く

(3)提出方法

持参又は郵送あるいは電子メール

※持参の場合は事前に日時を連絡すること。郵送の場合は、受付日時及び配達されたことが証明できる方法によること。電子メールの場合は、電子メール送信後、電話により本市あて連絡すること。

(4)提出先

〒836-8666 大牟田市有明町 2 丁目 3 番地

大牟田市保健福祉部福祉支援室福祉課(地域支援担当)

電話番号 0944-85-0470

電子メール e-fukushi01@city.omuta.fukuoka.jp

(5)参加表明書の受理

参加表明手続きを行った事業者に対し、令和8年7月3日(金)までに、参加表明書の受理又は受理しなかった旨を通知し、参加表明手続きは完了とする。なお、通知は電子メールにて行う。

(6)参加表明書受理後の辞退

参加表明書が受理された後に本プロポーザルを辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届出書(様式第4号)を提出すること。

9 実施計画書等の提出

参加表明手続きが完了した事業者は、以下により実施計画書等を提出する。なお、提出書類に不備がある場合は受理しない。

(1)提出書類

- ① 実施計画書等届出書(様式第5号)
- ② 大牟田市認知症地域支援推進員配置業務実施計画書(以下「実施計画書」という)(様式第6号)
- ③ 配置職員経歴書(様式第7号)
- ④ 市事業受託実績書(様式第8号)
- ⑤ 価格提案書(様式第9号)

※提出書類は、紙媒体のほか、電子データ(提出する書類の電子データを PDF 形式)でも提出すること。

(2)提出期限

令和8年7月7日(火)17時必着

※午前8時30分から午後5時15分(必着)まで。ただし、土日祝日を除く。

(3)提出方法

①紙媒体

持参又は郵送

※持参の場合は事前に日時を連絡すること。郵送の場合は受付日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

②電子データ(PDF)

電子メール

※電子メール送信後、電話により本市あて連絡すること。

また、電子メール1通当たりの受信容量は、20MBであるので留意すること。

(4)提出先

〒836-8666 大牟田市有明町 2 丁目 3 番地

大牟田市保健福祉部福祉支援室福祉課(地域支援担当)

電話番号 0944-85-0470

電子メール e-fukushi01@city.omuta.fukuoka.jp

(5)実施計画書の内容

- ・(別紙1)仕様書を踏まえた計画とすること。
- ・5ページ以内で作成し、提出期限以降の内容の追加は受理しない。

(6)提出書類の受理

プレゼンテーションの開催通知とともに令和8年7月10日(金)までに通知する。また、提出書類の不備などにより受理できなかった場合についても、その旨通知する。いずれも電子メールにて通知する。

10 質問の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問の提出及び回答については、以下のとおり行う。

(1)参加表明書及び実施計画書に関する質問

- ・締切:令和8年6月22日(月)17時までとする。
- ・回答:令和8年6月25日(木)までに回答する。

(2)提出方法及び提出先

①提出方法

質問書(様式第10号)により、電子メールにより提出すること。メールのタイトルは「大牟田市認知症地域支援推進員配置業務に関する質疑」とする。

メール送信後、必ず電話によって到着の確認を行うこと。

②提出先

〒836-8666 大牟田市有明町 2 丁目 3 番地

大牟田市保健福祉部福祉支援室福祉課(地域支援担当)

電話番号 0944-85-0470

(3)回答

質問に対する回答は、本市のホームページに掲載する。回答内容は本実施要領等の追加又は修正とみなす。

11 プレゼンテーションの実施

提案者が実施計画書の内容を補足し、提案内容等の質疑を行うため、プレゼンテーションを実施する。

(1)日時

令和8年7月15日(水)の指定した時間

(2)場所

大牟田市役所 職員会館第1会議室(集合場所は別途指定する)

(3)時間配分

- ・実施計画書に係るプレゼンテーション 10分以内
- ・質疑応答(プレゼンテーション終了後に必要に応じて実施)

(4)内容

事前に提出された実施計画書に沿ったプレゼンテーションとすること。

(5)その他

詳細については、プレゼンテーション開催通知で案内する。必要な機器や費用等は、全て提案者が用意すること。実施会場、電源、机、椅子、スクリーンは市で用意する。

12 欠格事項

本プロポーザルの全ての手続きにおいて、以下に該当することが認められた提案者は失格とする。

- (1)参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2)提出書類等に虚偽の記載を行った場合又は提出書類等に不足があった場合
- (3)本要領で示した提出期間及び時間、提出方法、提出先、実施計画書の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (4)本業務に携わる本市の職員、審査員及び守秘を課せられた業者等に公平性、公正性を損なう接触を行った場合
- (5)提案者の間で、談合又は他の提案者の提案の妨げとなる行為等の不正を行った場合
- (6)その他、市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反した場合

13 審査方法及び評価項目

- (1)本プロポーザルの審査は、大牟田市認知症地域支援推進員配置業務プロポーザル審査委員会(審査員5名)により行う。
- (2)審査は、提案者の提案(実施計画書及びプレゼンテーション)について評価を行う。
- (3)評価項目及び配点については下表の評価基準のとおりとする。

【表】評価基準

評価項目	評価内容	配点
市事業受託実績	・大牟田市事業（介護保険事業）の受託状況	10点
実施体制	・配置する職員の実務経験 ・職員等配置体制 ・人材育成の取組	25点
配置予定者の事業等への理解	・認知症施策への理解 ・推進員の役割への理解 ・「新しい認知症観」への理解	55点
医療・介護等連携体制づくり	・医療・介護における多職種との連携	5点
提案価格	・提案上限額の範囲内で安価な提案となっているか	5点
合計（得点）		100点

- (4)本プロポーザルにおいては、提案者が1者のみの場合も審査を行う。
- (5)提案者ごとに、各審査委員の評価項目の評価点の合計を審査委員の人数で除して算出した点数を、提案者の得点(100点満点)として順位を決める。得点が整数でない場合、小数第一位を四捨五入し整数とする。
- (6)複数の提案者の得点が高点の場合、評価基準の「実施体制」、「配置予定者の事業等への理解」、「医療・介護等連携体制づくり」の順で、各項目の評価点の小計が高い者を上位とする。
- (7)本プロポーザルの審査における最低基準点を60点(満点の6割)とし、上記「(3)」により算出した得点が、これを下回る者は交渉権者とはならない。

14 審査結果の通知及び公表

審査結果については、提案者に評点と順位を電子メールにて通知するとともに、大牟田市のホームページに掲載する。なお、審査結果の電話等での問合せについては、翌日以降に受け付ける。

(1)公表先 <https://www.city.omuta.lg.jp/>

(2)公表日 令和8年7月17日(金)

15 契約候補者の決定方法

- (1)審査結果により最優先交渉権者及び第2位交渉権者を決定し、(別紙2)最優先交渉権者協議要領に基づき、最優先交渉権者との間で、業務内容等について協議する。
- (2)協議期間は概ね3週間とし、協議が合意に達した場合は、最優先交渉権者を契約候補者とし、契約手続きに移行する。
- (3)協議が合意に達しない場合は、第2位交渉権者を最優先交渉権者とし、同様の協議及び手続きを行う。

(4)第 2 位交渉権者との協議が合意に達しない場合は、本プロポーザルでの契約候補者は決定しない。

※本プロポーザルは提案者の順位を決定するためのものであり、提案の採用を決めるものではない。業務の内容等は交渉により決定する。

16 スケジュール

令和8年6月15日(月)	公告
令和8年6月22日(月)	参加表明書・実施計画書に関する質問の提出 締切
令和8年6月25日(木)	参加表明書・実施計画書の質問に対する回答
令和8年6月30日(火)	参加表明書の提出締切
令和8年7月3日(金)	参加表明書の受理通知
令和8年7月7日(火)	実施計画書等の提出締切
令和8年7月10日(金)	実施計画書等の受理通知 プレゼンテーションの案内
令和8年7月15日(水)	プレゼンテーション
令和8年7月17日(金)	審査結果の通知及び公表

※期日又は期間については変更することがある。

17 その他

- (1)応募者は参加表明手続きをもって、本要領の記載内容及び条件を承諾したものとする。
- (2)手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3)本要領に定めるもののほか、法令に定める規定を順守しなければならない。
- (4)押印が必要なものについては、契約時に使用する印鑑とすること。
- (5)提出された書類の記載内容について、本市から確認する場合がある。
- (6)書類の作成、提出等に要する費用は応募者の負担とする。
- (7)提出された資料については返却しない。なお、本プロポーザル以外の目的以外には使用しない。
- (8)実施計画書の著作権は提案者に帰属する。
- (9)個人情報の保護に関する法律第 66 条第2項の規定に基づき、受託者は、契約業務で取り扱う個人情報について、大牟田市が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じる必要がある。参加表明書等の提出にあたっては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を確認すること。また、契約締結の際に、「保有個人情報の安全管理措置に関する確認書」(別紙様式参照)を提出すること。

【問合せ先】〒836-8666 福岡県大牟田市有明町 2 丁目 3 番地
大牟田市保健福祉部福祉支援室福祉課 (地域支援担当)
TEL : 0944-85-0470 FAX : 0944-41-2662
電子メール : e-fukushi01@city.omuta.fukuoka.jp